

## ◎ 地域における歴史的風致の維持及び

## 向上に関する法律

(平成二〇年五月二三日法律第四〇号)

### 一、提案理由

(平成二〇年四月一五日・衆議院国土交通委員会)

○冬柴国務大臣 たいいま議題となりました観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

……(略)……  
次に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案につきまして申し上げます。

我が国には、歴史上価値の高い建造物を核として地域に固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が行われることにより形成されている良好な市街地の環境、すなわち歴史的風致を有する地域が各地に存在しておりますが、近年、この地域における歴史的風致が、急速に失われつつある状況にあります。

こうした状況を踏まえ、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取り組みを国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として、この法律案を提出することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を策定するとともに、市町村が作成する当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画を共同で認定することとしております。

第二に、重要文化財等と一体となって歴史的風致を形成している建造物について、認定を受けた計画に基づき市町村が指定して保全する制度の創設や、歴史上価値の高い建築物の復原を市街化調整区域において行う場合の開発許可の特例等について定めることとしております。

第三に、地域の歴史及び伝統を生かした物品の販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建築物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とする新たな地区計画制度を創設することとしております。

以上が、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

## 二、衆議院国土交通委員長報告（平成二〇年四月二二日）

○竹本直一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

（略）

次に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案について申し上げます。

本案は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るための措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は、  
第一に、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を策定するとともに、市町村が作成する当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画を共同で認定すること、

第二に、重要文化財等と一体となって歴史的風致を形成して

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

いる建造物について、認定を受けた計画に基づき市町村が指定して保全する制度を創設すること  
などであります。

両案は、去る四月十五日日本委員会に付託され、同日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。翌十六日質疑に入り、十八日質疑を終了し、本日採決いたしました結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。

## ○附帯決議（平成二〇年四月二二日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 地域資源を有効に活用した個性あふれるまちづくりを推進する観点から、歴史的風致の維持及び向上を図ることの意義が幅広く理解されるよう、地方公共団体、関係団体、国民等に対する普及啓発、情報発信に努めること。

二 古都保存法、文化財保護法、都市計画法、景観法等、関係する既存の法律や制度との適切な役割分担と連携が図られるよう十分に留意すること。

三 歴史的風致維持向上基本方針の策定に当たっては、市町村の作成する歴史的風致維持向上計画において、まちづくりの様々な取組による地域の特性が十分に発揮されるように、その記載内容に関して十分留意すること。

四 市町村の作成した歴史的風致維持向上計画を認定するに当たっては、市町村の自主性や計画の特性を損なうことがないよう十分に留意すること。また、市町村が国に対して行う認定申請等に対しては、迅速で適切な対応がなされるよう、所管三省間において緊密で十分な連携・協力を努めること。

五 歴史的風致の維持及び向上を図るべき地域を抱える市町村の実情に配慮し、都道府県との連携協力の下、細やかで適切な情報提供、助言指導、相談対応等を行うよう努めること。

六 歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、その変更等の制限によって所有者等に不適切な負担が課されることのないよう、また、必要な情報提供、財政的支援等が講じられるよう十分配慮すること。また、所有者等が建造物の管理・修理に関する技術的指導を必要とする場合には、地方公共団体との連携協力のもと、適切に対応すること。

七 歴史的風致の維持・向上と併せて、歴史的な建築物に係る優れた知識と技能・技術、伝統的な祭りや民俗芸能等の保存・継承が推進されるよう、必要な措置に努めること。

八 地域における民間又は市民による自主的な取組を促進する観点から、歴史的風致維持向上支援法人の指定及びその活動が促進されるよう、市町村に対して必要な助言、支援等に努めること。

### 三、参議院国土交通委員長報告(平成二〇年五月一六日)

○吉田博美君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案は、地域の歴史的風致の維持向上を図るため、基本方針の策定、市町村が作成する計画の認定制度の創設、当該認定計画に基づく開発行為等の特例措置、都市計画における歴史的風致維持向上地区計画制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、観光圏の整備と計画認定基準の在り方、観光旅客の来訪促進策の強化、歴史まちづくりに係る新法制定の目的とその効果、歴史的風致維持向上のための省庁間連携の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されておりません。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二〇年五月一日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法と古都保存法、文化財保護法、都市計画法、景観法等、関係する既存の法律や制度との適切な役割分担と連携を図ること。

二、歴史的風致維持向上基本方針の策定及び歴史的風致維持向上計画の認定に当たっては、地方分権の趣旨を踏まえ、市町村の自主性や計画の特性を損なうことがないよう十分に留意するとともに、認定申請等に対しては、迅速で適切な対応がなされるよう、所管三省間において緊密で十分な連携・協力を努めること。

三、歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、その改変等の制限によって所有者等に過重な負担が課されることのないようになるとともに、必要な情報提供、財政的支援等について

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

十分配慮すること。また、歴史的風致の維持・向上には、歴史的建築物に係る優れた知識と技能・技術が欠かせないことから、その担い手づくり、耐震技術の開発とその活用等に特段の配慮を行うこと。

四、歴史的風致維持向上地区計画制度の運用に当たっては、歴史的風致にふさわしい用途の建築物等において営業が可能となる土産物店や郷土料理店などの営業形態等により、周辺の居住環境に著しい影響を及ぼすことのないよう、十分配慮すること。

五、林立する電柱や空中に張り巡らされた電線は、歴史的風致の維持及び向上にとって阻害要因となることにかんがみ、無電柱化の推進に努めること。

右決議する。